

3.(1)リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

改定事項

- ① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ② リハビリテーションマネジメント加算の見直し
- ③ リハビリテーションマネジメント等の見直し
- ④ 退院・退所直後のリハビリテーションの充実
- ⑤ 社会参加支援加算の見直し
- ⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し
- ⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し
- ⑧ 生活機能向上連携加算の見直し
- ⑨ 通所介護における個別機能訓練加算の見直し
- ⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し
- ⑪ 通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し
- ⑫ 介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑱ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑲ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

66

3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め
る観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それ
ぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

67

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し①

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、リハビリテーションマネジメント加算について以下の見直しを行う。
- ・ 報酬体系の簡素化と事務負担軽減の観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）及び介護予防のリハビリテーションマネジメント加算は廃止し、同加算の算定要件は基本報酬の算定要件とし、基本報酬で評価を行う。【告示改正】
 - ・ 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの評価の整合性を図る観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の評価の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）を廃止。定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しが要件とされるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）・（Ⅲ）において、事業所がCHASE・VISITへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する。【告示改正】
 - ・ CHASE・VISITへの入力負担の軽減やフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提供する場合の必須項目と任意項目を設定する。【通知改正】
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。【通知改正】

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照してください。

68

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し②

単位数

【訪問リハビリテーション】

<現行>		<改定後>	
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	230単位／月	⇒	廃止
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	280単位／月	⇒	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 180単位／月 リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 213単位／月（新設）
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	320単位／月	⇒	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 450単位／月 リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 483単位／月
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	420単位／月	⇒	廃止（加算（B）ロに組み替え）
(介護予防)			
リハビリテーションマネジメント加算	230単位／月	⇒	廃止

69

3. (1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し③

単位数	
【通所リハビリテーション】	
<現行> リハビリテーションマネジメント加算 (I) 330単位／月 リハビリテーションマネジメント加算 (II) 同意日の属する月から6月以内 850単位／月 同意日の属する月から6月超 530単位／月	<改定後> ⇒ 廃止 リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 同意日の属する月から6月以内 560単位／月 同意日の属する月から6月超 240単位／月 リハビリテーションマネジメント加算 (A) 口 (新設) 同意日の属する月から6月以内 593単位／月 同意日の属する月から6月超 273単位／月
リハビリテーションマネジメント加算 (III) 同意日の属する月から6月以内 1,120単位／月 同意日の属する月から6月超 800単位／月	リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 同意日の属する月から6月以内 830単位／月 同意日の属する月から6月超 510単位／月 リハビリテーションマネジメント加算 (B) 口 同意日の属する月から6月以内 863単位／月 同意日の属する月から6月超 543単位／月
リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 同意日の属する月から6月以内 1,220単位／月 同意日の属する月から6月超 900単位／月 (3月に1回を限度)	⇒ 廃止 (加算 (B) 口に組み替え)
(介護予防) リハビリテーションマネジメント加算 330単位／月	⇒ 廃止

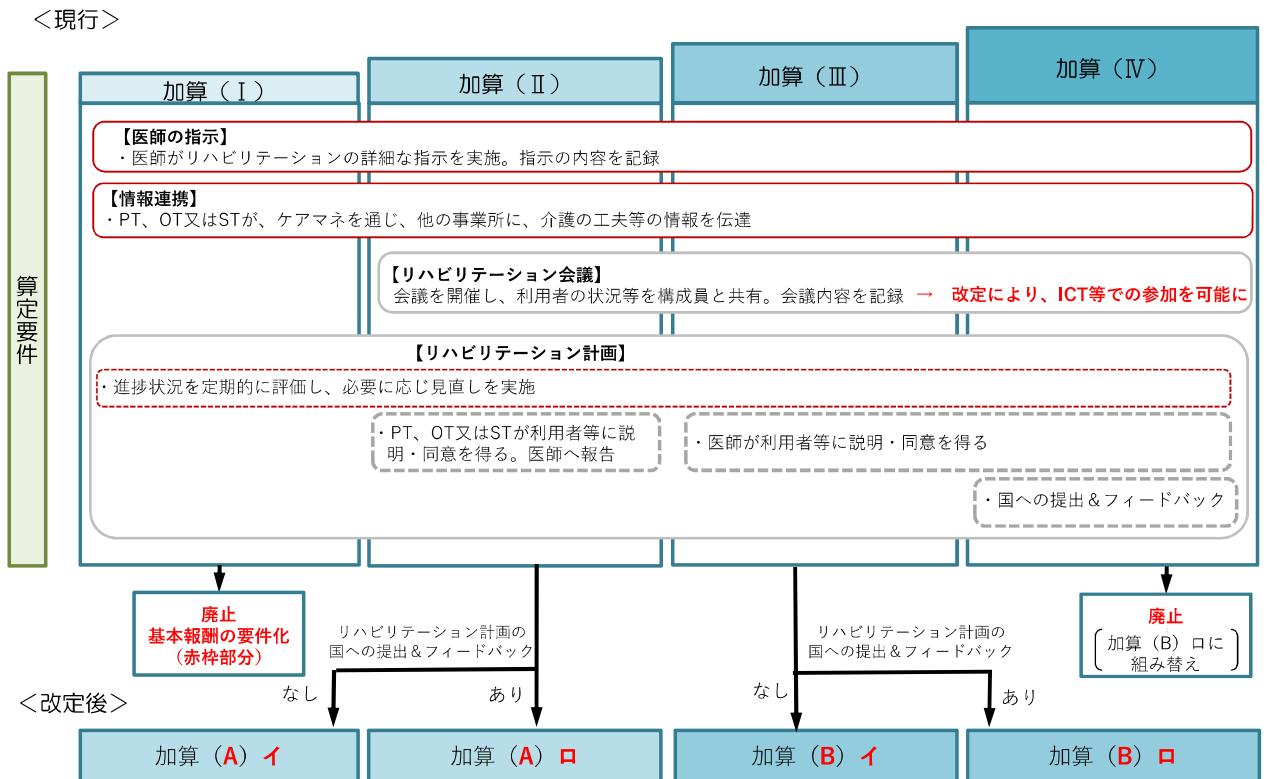
70

3. (1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し④

算定要件等	リハビリテーション加算一リハビリテーションマネジメント加算
【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】	【大臣が定める基準12、25号】
○リハビリテーションマネジメント加算の要件について	
<リハビリテーション加算 (A) イ>	
・現行のリハビリテーション加算 (II) と同要件を設定	
<リハビリテーションマネジメント加算 (A) 口>	
・リハビリテーション加算 (A) イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
<リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ>	
・現行のリハビリテーションマネジメント加算 (III) と同要件を設定	
<リハビリテーションマネジメント加算 (B) 口>	
・現行のリハビリテーションマネジメント加算 (IV) と同要件を設定	
○CHASE・VISITへのデータ提供の内容について	
CHASE・VISITへの入力負担の軽減及びフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提出する場合の必須項目と任意項目を設定。	
○リハビリテーション会議の開催について	
リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。	
【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム (LIFE) について》を参照してください。	

71

訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の見直しイメージ



72

3. (1)③ リハビリテーションマネジメント等の見直し

概要

【介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設（リハビリテーションマネジメント）及び介護医療院（特別診療費（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪問リハビリテーション等と同様に、CHASE・VISITへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進することを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
なし	⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（老健） 理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算（医療院）	33単位／月（新設）	33単位／月（新設）

算定要件等

【老健：費用の額の算定に関する基準 介護保健施設サービス ネ】

- 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。
- 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照してください。

73

3.(1)④ 退院・退所直後のリハビリテーションの充実

概要

【訪問リハビリテーション★】

- 1週に6回を限度として算定が認められる訪問リハビリテーションについて、退院・退所直後のリハビリテーションの充実を図る観点から、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定可能とする。【通知改正】

算定要件等

- 退院（所）の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定できる。

74

3.(1)⑤ 社会参加支援加算の見直し

概要

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

- 社会参加支援加算について、算定要件である「社会参加への移行状況」の達成状況等を踏まえ、利用者に対する適時・適切なリハビリテーションの提供を一層促進する観点から見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

【訪問リハビリテーション】 社会参加支援加算 17単位／日
【通所リハビリテーション】 社会参加支援加算 12単位／日

<改定後>

⇒ 移行支援加算（※単位数は変更なし）
⇒ 移行支援加算（※単位数は変更なし）

算定要件等

【大臣が定める基準13号（訪リハ）、32号（通リハ）】

- 加算の趣旨や内容を踏まえて、加算の名称を「移行支援加算」とする。
○ 以下を要件とする。（下線部が見直し箇所）

【大臣が定める基準32号より】
「生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く」の文言が削除されています。

【訪問リハビリテーション】（現行と同様）

- ・評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の5を超過していること。
- ・リハビリテーションの利用の回転率 $\frac{12\text{月}}{\text{平均利用延月数}} \geq 25\%$ であること。

【通所リハビリテーション】

- ・評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の3を超過していること。
- ・リハビリテーションの利用の回転率 $\frac{12\text{月}}{\text{平均利用延月数}} \geq \boxed{27\%}$ であること。

【訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション共通】

- ・評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。
- ・リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

75

3. (1)⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し①

概要

【通所リハビリテーション★】

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算について、廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者に対する、適時適切なリハビリテーションの提供を一層促進する観点から、事業所の加算を取得しない理由等も踏まえ、見直しを行う。【告示改正】

単位数

【通所リハビリテーション】

<現行>
3月以内 2,000単位／月
3月超、6月以内 1,000単位／月

<改定後>
6月以内 1,250単位／月

※ 当該加算によるリハビリテーションを終えた後に継続する場合、当該翌月から6月以内の間所定単位数を15／100減算

廃止

【介護予防通所リハビリテーション】

<現行>
3月以内 900単位／月
3月超、6月以内 450単位／月

<改定後>
6月以内 562単位／月

※ 当該加算によるリハビリテーションを終えた後に継続する場合、当該翌月から6月以内の間所定単位数を15／100減算

廃止

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第6条第3項より】
令和3年3月31日時点で現にこの減算をしている場合、この規定の適用は従前の取り扱いのとおりです。

76

3. (1)⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し②

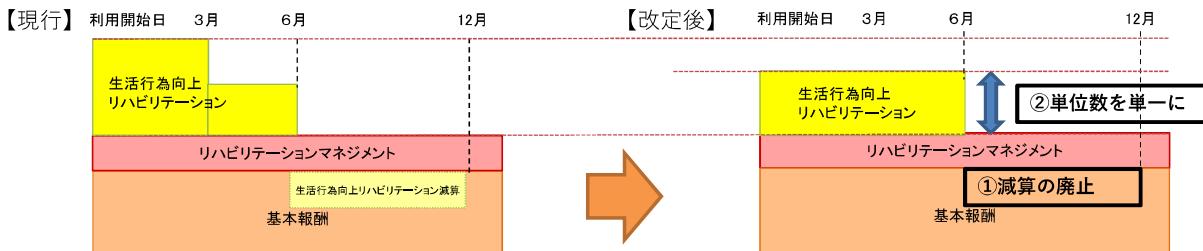
算定要件等

※下線部が見直し箇所

- 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るために研修を修了した理学療法士、言語聴覚士が配置されていること
- 生活行為の内容の充実を図るための目標や、目標を踏まえたりハビリテーションの実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーション実施計画を定めて、リハビリテーションを提供すること。
- 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。
- リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定していること（通所リハビリテーションのみ）。
- 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること（新規）。

従前はリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)から(Ⅳ)。
同加算は改正により見直しあり。加算(A)・(B)については3.(1)②参照。

【生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し（イメージ）】



【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第6条第1項、第2項より】
令和3年3月31日時点で改正前の生活行為向上リハビリテーション実施加算の届出をしている事業所は従前の例によることができる。その場合、提供終了後、同一の利用者に対して再度リハビリテーションを行った場合は、提供終了月の翌月から6月以内の期間に限り1日につき15/100の減算対象となる。

77

3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

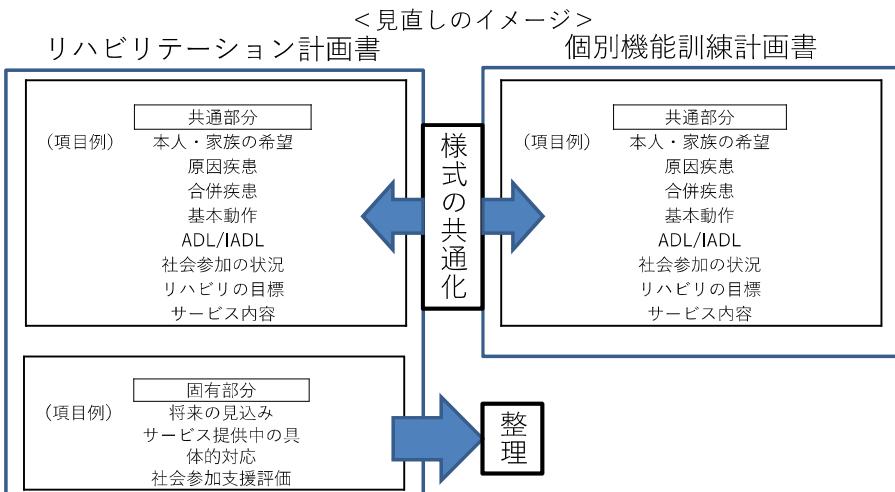
概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★】

- 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

算定要件等

- リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。



【参考】基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》に様式案の掲載あり。

78

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

概要

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

79

3. (1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）	【例：通所介護の場合；通所介護費 注10より】 個別機能訓練加算を算定している場合、加算（I）は不可。加算（II）は100単位／月を加算する。	
<現行>	<改定後>	
生活機能向上連携加算 200単位／月	⇒ 生活機能向上連携加算（I）100単位／月 （新設） （※3月に1回を限度） 生活機能向上連携加算（II）200単位／月（現行と同じ） ※（I）と（II）の併算定は不可。	
算定要件等（ア）		
<生活機能向上連携加算（I）> （新設）		
○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。	【例：通所介護の場合】共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること	
○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。		
<生活機能向上連携加算（II）>（現行と同じ）	【例：通所介護の場合 大臣が定める基準15号の2】事業所への訪問	
○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。	【例：通所介護の場合 大臣が定める基準15号の2】事業所への訪問	

【例：通所介護の場合 大臣が定める基準15号の2より】
 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
 ・評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3ヶ月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
 も加算（I）（II）共通の要件です。

80

3. (1)⑨ 通所介護における個別機能訓練加算の見直し

概要	【通所介護、地域密着型通所介護】	
○ 通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（I）と個別機能訓練加算（II）を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。【告示改正】		
単位数	【通所介護の場合 大臣が定める基準16号】加算（II）を算定する場合、加算（I）の基準に適合していることが必要。	
<現行>	<改定後>	
個別機能訓練加算（I） 46単位／日 個別機能訓練加算（II） 56単位／日	⇒ 個別機能訓練加算（I）イ 56単位／日 個別機能訓練加算（I）ロ 85単位／日 個別機能訓練加算（II） 20単位／月 （新設）	*イとロは併算定不可 ※加算（I）に上乗せして算定
算定要件等	【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。	
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。	
機能訓練指導員の配置	(I)イ 専従1名以上配置（配置時間の定めなし）	(I)ロ 専従1名以上配置（サービス提供時間帯通じて配置）
	※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。ロはイに加えて専従で1名以上配置する。	
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。	
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。	
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別	
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）	
進捗状況の評価	3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。	
<加算（II）>加算（I）に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）	81	

3.(1)⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護における入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等（以下、「医師等」という。）が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
 - イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

<現行>	<改定後>
入浴介助加算 50単位／日	⇒ 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位／日（新設）
	※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

算定要件等

【大臣が定める基準14号の3】

- <入浴介助加算（Ⅰ）>（現行の入浴介助加算と同要件）
- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
- <入浴介助加算（Ⅱ）>（上記の要件に加えて）
- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

82

3.(1)⑪ 通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し

概要

【通所リハビリテーション】

- 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護支援専門員等（以下、「医師等」という。）が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
 - イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

<現行>	<改定後>
入浴介助加算 50単位／日	⇒ 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日 入浴介助加算（Ⅱ） 60単位／日（新設）
	※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

算定要件等

【大臣が定める基準24号の4】

- <入浴介助加算（Ⅰ）>（現行の入浴介助加算と同要件）
- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
- <入浴介助加算（Ⅱ）>（上記の要件に加えて）
- 医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該利用者の居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

83

3. (1)⑫ 介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- (地域密着型)特定施設入居者生活介護(予防含む)における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
個別機能訓練加算	12単位／日	⇒	個別機能訓練加算 (I) 12単位／日 個別機能訓練加算 (II) 20単位／月 (新設) ※(I)と(II)は併算可。

算定要件等

<個別機能訓練加算 (II)>

- 個別機能訓練加算(I)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム(LIFE)について》を参照してください。

84

3. (1)⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- (地域密着型)介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
個別機能訓練加算	12単位／日	⇒	個別機能訓練加算 (I) 12単位／日 個別機能訓練加算 (II) 20単位／月 (新設) ※(I)と(II)は併算可。

算定要件等

<個別機能訓練加算 (II)>

- 個別機能訓練加算(I)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム(LIFE)について》を参照してください。

85

3.(1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】
- 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

<現行>

<改定後>

- 口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ⇒ 廃止
 口腔衛生管理加算 90単位/月 ⇒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ）
 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設） IとⅡは併算定不可

基準・算定要件

【大臣が定める基準69号】

※経過措置期間中は実施するよう努めることが必要

<運営基準（省令）>（※3年の経過措置期間を設ける）

- ・「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。
 ※「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に関する技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

口腔衛生管理体制加算では月1回以上だったもの

<口腔衛生管理加算（Ⅱ）>

- ・加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<運営基準等における対応>



86

3.(1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】

【大臣が定める基準63号の3等】

〈運営基準（省令）〉の2点を満たしていない場合適用。
 栄養マネジメント加算を算定していることを要件としていた加算においては今後この減算が適用されないことが必要。

単位数

<現行> <改定後>

- | | | |
|--------------------|---------------------------|--|
| 栄養マネジメント加算 14単位/日 | ⇒ 廃止 | 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算（新設）
<small>（3年の経過措置期間を設ける）</small> |
| なし | ⇒ 栄養マネジメント強化加算 11単位/日（新設） | |
| 低栄養リスク改善加算 300単位/月 | ⇒ 廃止 | |
| 経口維持加算 400単位/月 | ⇒ 変更なし | |

【大臣が定める基準65号の3等】

定員超過・人員基準欠如による減算、栄養ケア・マネジメントの未実施減算の適用を受けていないことも必要

基準・算定要件等

<運営基準（省令）>

- （現行）栄養士を1以上配置 →（改定後）栄養士又は管理栄養士を1以上配置。
- 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。（3年の経過措置期間を設ける）

※経過措置期間中は実施するよう努めることが必要

<栄養マネジメント強化加算>

- 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
- 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること
- 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
- 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<経口維持加算>

- 原則6月とする算定期間の要件を廃止する

87

3.(1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正、通知改正】
 - ・ 看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
 - ・ 褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

3.(1)⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】
- 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
栄養スクリーニング加算	5単位／回	⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）20単位／回	（新設）
口腔機能向上加算	150単位／回	⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）5単位／回	（新設）

（※6月に1回を限度）

（※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可） 定員超過・人員基準欠如減算の適用を受けていないこと。

（※原則3月以内、月2回を限度）

算定要件等

【大臣が定める基準19号の2又は42号の6】
下記の要件は19号の2（通所介護等）の場合。

- <口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）>
 - 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）
- <口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）>
 - 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能）
- <口腔機能向上加算（Ⅱ）>
 - 口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

3.(1)⑯ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。【告示改正、通知改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
なし		⇒ 栄養アセスメント加算	50単位／月 (新設)
栄養改善加算 150単位／回		⇒ 栄養改善加算	200単位／回 (※原則3月以内、月2回を限度)

算定要件等

【大臣が定める基準18号の2】
定員超過・人員基準欠如減算の適用を受けていないこと。

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)との関係は3(1)⑪参照

- <栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定は不可
- 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
 - 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
 - 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。
- <栄養改善加算>
- 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。

90

3.(1)⑰ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、栄養改善の取組を進める観点から、管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価する加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
なし		⇒ 栄養管理体制加算	30単位／月 (新設)

算定要件等

- 管理栄養士(外部※との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと
※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

【費用の額の算定に関する基準 認知症対応型共同生活介護費 チより】
短期利用は対象外。技術的助言及び指導は月1回以上。

【大臣が定める基準58号の5】
定員超過・人員基準欠如減算の適用を受けていないこと。

91

3. (2)介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

改定事項

- ① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ② リハビリテーションマネジメント加算の見直し（※(1)②再掲）
- ③ リハビリテーションマネジメント等の見直し（※(1)③再掲）
- ④ ADL維持等加算の見直し
- ⑤ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実

92

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

概要

【全サービス★】

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。
- ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。
その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。【告示改正】
※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。
- イ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。【告示改正】
※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。
- ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケーマネジメントへの活用を推奨する。【省令改正】R3.1.13 詰問・答申済

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

93

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進②

単位数（ア・イ）	
ア <現行> ・施設系サービス なし	<改定後> ⇒ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位／月 (新設) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位／月 (新設) (※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は50単位／月) IとⅡは併算不可
・通所系・居住系・多機能系サービス なし	⇒ 科学的介護推進体制加算 40単位 (新設)
イ <現行> ・認知症対応型通所介護 個別機能訓練加算 27単位／日	<改定後> ⇒ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 27単位／日 (現行と同じ) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位／月 (新設) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算可。

算定期要件等（ア・イ）					
ア <科学的介護推進体制加算>					
○ 加算の対象は以下とする。	<table border="1"> <tr> <td>施設系サービス</td><td>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院</td></tr> <tr> <td>通所系・居住系・多機能系サービス</td><td>通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)、※予防サービスを含む</td></tr> </table>	施設系サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院	通所系・居住系・多機能系サービス	通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)、※予防サービスを含む
施設系サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院				
通所系・居住系・多機能系サービス	通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)、※予防サービスを含む				
○ 以下のいずれの要件も満たすことを求める。					
・ 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出していること。 ※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設については服薬情報の提出を求める。 ・ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。					
イ <個別機能訓練加算(Ⅱ)(認知症対応型通所介護)>					
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	94				

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進③

基準（ウ）																																					
<運営基準（省令）>																																					
○ サービス毎に、以下を規定。（訪問介護の例） 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。																																					
施設系サービス	<p>【全体像】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">施設単位</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">総論（ADL等）</td> </tr> <tr> <td>機能訓練</td> <td>リハビリ</td> <td>その他</td> <td>栄養</td> <td>口腔</td> <td>認知症</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価 (より詳細な病名や薬剤情報等のデータを用いたPDCAサイクルの推進も評価)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーション ●褥瘡管理 ●排せつ支援加算 ●寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメント ●薬剤管理 ●栄養管理 ●口腔管理</td> </tr> </table>	施設単位	総論（ADL等）					機能訓練	リハビリ	その他	栄養	口腔	認知症	(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価 (より詳細な病名や薬剤情報等のデータを用いたPDCAサイクルの推進も評価)						(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーション ●褥瘡管理 ●排せつ支援加算 ●寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメント ●薬剤管理 ●栄養管理 ●口腔管理					
	施設単位		総論（ADL等）																																		
機能訓練		リハビリ	その他	栄養	口腔	認知症																															
(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価 (より詳細な病名や薬剤情報等のデータを用いたPDCAサイクルの推進も評価)																																					
(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーション ●褥瘡管理 ●排せつ支援加算 ●寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメント ●薬剤管理 ●栄養管理 ●口腔管理																																					
<p>事業所単位</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理</td> </tr> </table>		(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価						(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理																	
(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価																																					
(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理																																					
通所系サービス 多機能系サービス 居住系サービス	<table border="1"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理</td> </tr> </table>	(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価						(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価						●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理																	
(※)利用者全員のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
CHASEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価																																					
(※)利用者単位の個別領域のデータを用いたPDCAサイクル推進を評価																																					
●個別機能訓練加算 ●ADL維持等加算 ●リハビリテーションマネジメント加算 ●栄養管理 ●口腔管理																																					

(※ 加算等による評価の有無に関わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進める。)

3. (2)④ ADL維持等加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。

【告示改正】

- ・ 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。
- ・ クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。
「いいとこ取り」の意
 - 5時間以上が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を20名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を10名以上に緩和する。
 - 評価対象期間の最初の月における要介護度3～5の利用者が15%以上、初回の要介護認定月から起算して12月以内の者が15%以下とする要件を廃止。
 - 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得たADL利得（調整済ADL利得）の平均が1以上の場合に算定可能とする。
 - CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。
- ※ ADL利得の提出率を9割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員のADL利得を提出を求めつつ、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ADL利得の計算の対象にする。
- ※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、利用者の調整済ADL利得を算出する場合は、さらに一定の値を付加するものとする。
- ・ より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第5条】

令和3年3月31日時点で、現行のADL維持等加算に係る届出を行っている通所介護、地域密着型通所介護事業所で、改正後のADL維持等加算に係る届出を行っていない場合、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算（Ⅱ）を適用。

単位数

<現行>

ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位／月 ⇒ ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位／月 (新設)
ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位／月 ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位／月 (新設)

※（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。

96

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

3. (2)④ ADL維持等加算の見直し②

算定要件等

<ADL維持等加算（Ⅰ）>

- 以下の要件を満たすこと

- イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
- ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

<ADL維持等加算（Ⅱ）>

- ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

【（各サービスの）費用の額の算定に関する基準】、【大臣が定める基準16号の2】、【大臣が定める基準に適合する利用者15号の2等】参照。

【参考】現行の加算では「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」（介護保険最新情報Vol.648）が発出されており、国保連での適合判定等が記載されています。改正後の加算についても通知等による手順等の周知があるものと思われます。

97

3. (2)⑤ 介護老人保健施設における 在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実①

概要

【介護老人保健施設】

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第7条】より
介護老人保健施設短期入所療養介護費も同様

- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標と要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進するため、指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設ける。【告示改正】
 - ・ 居宅サービス実施数に係る指標において、訪問リハビリテーションの比重を高くする。
 - ・ リハビリテーション専門職配置割合に係る指標において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の配置を評価する。
 - ・ 基本型以上についてリハビリテーションマネジメントの実施要件が求められているが、医師の詳細な指示に基づきリハビリテーションに関する事項を明確化する。

算定要件等

※下線部が見直し箇所

【大臣が定める施設基準55号】等

在宅復帰・在宅療養支援等指標：下記評価項目（①～⑩）について、項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）				
①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0	
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0	
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
⑤居宅サービスの実施数	3サービス 5	2サービス（訪問リハビリテーションを含む）3 ⇒2サービス（訪問リハビリテーションを含む）3	1サービス 2 ⇒2サービス1	0サービス 0 ⇒1サービス以下は0
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 5 ⇒5以上（PT, OT, STいずれも配置） 5	3以上 3 ⇒5以上 3	(設定なし) ⇒3以上 2	3未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5	2以上 3	2未満 0	
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0	
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	

（常勤換算方法で算定したPT・OT・STの数） ÷ （入所者数） × 100

PT・OT・STいずれも（常勤換算方法で算定した数） ÷ （入所者数） × 100 ≥ 0.2

98

3. (2)⑤ 介護老人保健施設における 在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実②

算定要件等

- 下線部を追加

評価項目	算定要件
退所時指導等	a: 退所時指導 入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。 b: 退所後の状況確認 入所者の退所後30日以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1ヶ月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
リハビリテーションマネジメント	a: 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。 b: 医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、リハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、中止基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。 【大臣が定める施設基準55号】イ(6)として新設
地域貢献活動	地域に貢献する活動を行っていること。
充実したリハ	少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。

99

3. (3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

改定事項

- ① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ② 褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ③ 排せつ支援加算の見直し

100

3. (3)① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、
 - ・ 定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、
 - ・ 介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する加算を創設する。【告示改正】
- その際、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。【告示改正】

単位数

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

<現行>
なし

<改定後>
⇒ 自立支援促進加算

300単位／月（新設）

算定要件等

【大臣が定める基準71号の4】

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
 - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
 - ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
 - 二 イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること。

101

3. (3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 褥瘡マネジメント加算（介護医療院は褥瘡対策指導管理）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする（介護医療院を除く）。
 - ・ 現行の褥瘡管理の取組（プロセス）への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、褥瘡の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

単位数

<現行>

褥瘡マネジメント加算 10単位／月
（3ヶ月に1回を限度とする）

<改定後>

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3単位／月 **（新設）**
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13単位／月 **（新設）**

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

※ 加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

<現行>

褥瘡対策指導管理 6単位／日

<改定後>

褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 6単位／日（現行と同じ）
褥瘡対策指導管理（Ⅱ） 10単位／月 **（新設）**

※ （Ⅰ）（Ⅱ）は併算可。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第10条】より
令和3年3月31日時点で、現行の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っている施設で、改定後の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っていない場合、令和4年3月31日までの間は褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）を適用。

102

3. (3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し②

算定要件等

<褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）>

【大臣が定める基準71号の2】

- 以下の要件を満たすこと。

- イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三ヶ月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。
ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。
ニ イの評価に基づき、少なくとも三ヶ月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

<褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）>

- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

<褥瘡対策指導管理（Ⅱ）>

- 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

103

3.(3)③ 排せつ支援加算の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 排せつ支援加算（介護療養型医療施設を除く）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価（スクリーニング）の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。
 - ・ 繼続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。
 - ・ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組（プロセス）への評価に加え、排せつ状態の改善（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASFへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

【参考】LIFE、CHASE、VISITについては基本報酬等の次に掲載する、《科学的介護情報システム（LIFE）について》を参照。

単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行>	⇒	<改定後>
排せつ支援加算 100単位／月		排せつ支援加算 (I) 10単位／月 (新設)
		排せつ支援加算 (II) 15単位／月 (新設)
		排せつ支援加算 (III) 20単位／月 (新設)

※ 排せつ支援加算 (I) ~ (III) は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第11条】より
令和3年3月31日時点で、現行の排せつ支援加算に係る届出を行っている施設で、改正後の排せつ支援加算に係る届出を行っていない場合、令和4年3月31日までの間は排せつ支援加算 (IV) を適用。

104

3.(3)③ 排せつ支援加算の見直し②

算定要件等

【大臣が定める基準71号の3】

<排せつ支援加算 (I)>

- 以下の要件を満たすこと。
イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算 (II)>

- 排せつ支援加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
・ 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。

<排せつ支援加算 (III)>

- 排せつ支援加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

105

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

改定事項

- (1) 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- (2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

106

4. (1) 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

改定事項

- ① 处遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ② 介護職員等特定待遇改善加算の見直し
- ③ サービス提供体制強化加算の見直し
- ④ 特定事業所加算の見直し
- ⑤ 介護付きホームの入居継続支援加算の見直し
- ⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑦ ハラスメント対策の強化

107

4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組により実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求ること。【告示改正】

【大臣が定める基準4号等】

計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）
及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

【特定処遇改善加算（I）における介護福祉士要件について】

各サービスの改定により、介護福祉士要件の対象区分に変更があるものは下記のとおりです。
(市内に所在するサービスについて抜粋。訪問介護は変更なし。)

訪問入浴介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設：サービス提供体制強化加算（I）イ⇒（I）又は（II）

短期入所生活介護：サービス提供体制強化加算（I）イ⇒（I）又は（II）
本体・併設特養等が特定処遇改善加算（I）を届け出ている のいずれかに該当

短期入所療養介護：サービス提供体制強化加算（I）イ⇒（I）又は（II）
本体老健等が特定処遇改善加算（I）を届け出ている のいずれかに該当

特定施設入居者生活介護：サービス提供体制強化加算（I）イ⇒（I）又は（II）
入居継続支援加算あり ⇒（I）又は（II） のいずれかに該当

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：サービス提供体制強化加算（I）イ⇒（I）又は（II）
※ 日常生活継続支援加算は従前から変更なし

4. (1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

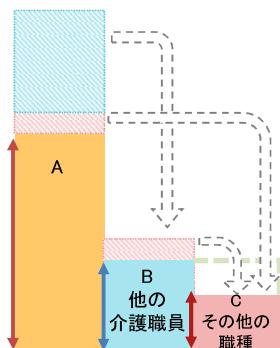
- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

2以上 : 1 : 0.5以下

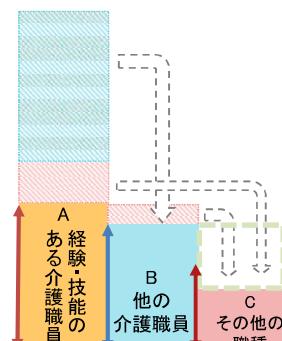


改定後

平均賃上げ額が

A > B

1 : 0.5以下



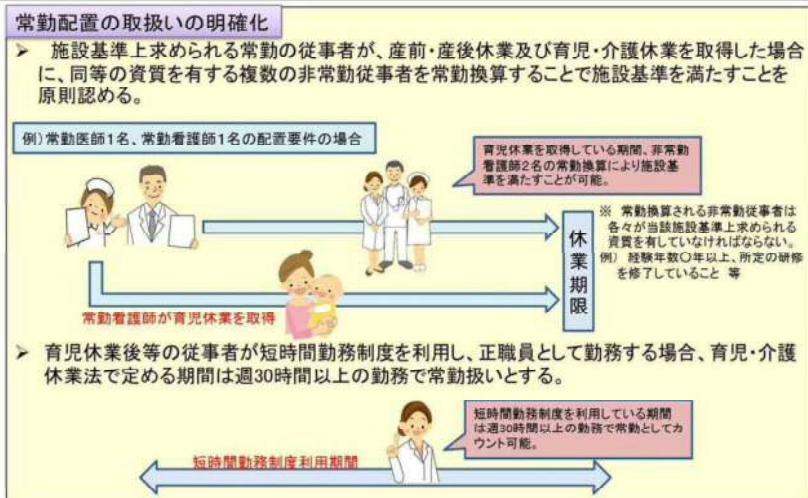
4. (1)⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス★】

- 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】
 - ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
 - ・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について
(平成28年度診療報酬改定)



114

4. (1)⑦ ハラスメント対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることがある。【省令改正】R3.1.13 諒問・答申済

基準

経過措置の取り扱いなし

- 運営基準(省令)において、以下を規定(※訪問介護の例)

「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

(参考) ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。(パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行(それまでは努力義務))
 - ・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、
 - ① セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)において事業主に対して義務付ける雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された(令和2年6月1日より)。
 - ② パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」のとして防止対策を記載している(令和2年6月1日より)。
- ※職場におけるセクシュアルハラスメント
- = 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。
- ※職場におけるパワーハラスメント
- = 職場において行われる i) 優越的な関係を背景とした言動であって、ii) 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii) 労働者の就業環境が害されるものであり、i から iii までの要素を全て満たすもの。

115

4. (2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

改定事項

- ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
- ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ④ 会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑤ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価
- ⑥ 療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用
- ⑦ 人員配置要件の明確化
- ⑧ オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ⑫ 看護職員の配置基準の見直し
- ⑬ 管理者の配置基準の緩和
- ⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用
- ⑯ 計画作成担当者の配置基準の緩和

116

4. (2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

単位数

基準緩和により×0.8をしているため、加配を元の必要数の0.8とすることで加算を算定する場合の他との割合的な均衡を保つためと思われる			
(I) イ 22単位／日	(I) 口 13単位／日	(II) イ 27単位／日	(II) 口 18単位／日
従来型 (入所定員30人以上50人以下)	従来型 (定員51人以上又は経過的小規模)	ユニット型 (定員30人以上50人以下)	ユニット型 (定員51人以上又は経過的小規模)

算定要件等

【大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件)
最低基準に加えて配置する人員	0.9人(現行維持) 4 (2) ②参照	(ユニット型の場合) 0.6人(新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人(新規) ② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等) 0.6人(新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (緩和:見直し前15%→見直し後10%)	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)

- ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的な要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

117

4. (2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

概要

【全サービス★】

- 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】
- ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

例：【居宅介護支援 基準省令第13条第9項】

サービス担当者会議においても上記の見直しが盛り込まれています。具体的な取り扱いは通知等で示されることと思いますが、サービス担当者会議は利用者をはじめとして、介護支援専門員や個別サービス事業所の担当者等、複数の方が参加するものであるため、その進行や情報共有等を円滑に行う必要があると考えます。利用者へ同意を得る際に具体的な方法について説明したり、実施に当たり、必要に応じて事前準備を行うなど、本来の機能が果たせるよう配慮をお願いします。

120

4. (2)⑤ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

概要

【居宅療養管理指導★】

- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、新たに情報通信機器を用いた服薬指導の評価を創設する。その際、対面と組み合わせて計画的に実施することとし、算定回数は現行の上限の範囲内で柔軟に設定する。【告示改正】

単位数

【居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）】

<現行>

なし

<改定後>

⇒ 情報通信機器を用いた場合 45単位／回（新設）（月1回まで）

算定要件等

○対象利用者

- ・在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者
- ・居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者

○主な算定要件

- ・薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと

【費用の額の算定に関する基準 ハ注3】

この費用を算定している場合、疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合の加算は算定不可。

121

4. (2)⑥ 療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用

概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護において、長期間状態が安定している利用者がいる現状を踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、一定の要件を満たす利用者については、ICTを活用して状態確認を行うことを可能とする。【通知改正】

算定要件等

- 長期間・定期的に事業所を利用しており、状態が安定した利用者について、ICTによる状態確認が可能であり、利用者やその家族の同意が得られている場合に、看護職員は、介護職員と連携しICTを活用し、通所できる状態であることや、居宅に戻った時の状態の安定等を確認することを可能とする。
※ サービスの初回利用時は、ICTの活用は不可とする。

122

4. (2)⑦ 人員配置要件の明確化

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、指定権者（市町村）間の人員配置要件の整合性を図るために、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護の例を参考に、以下を明確化する。
ア 計画作成責任者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）及び面接相談員（夜間対応型訪問介護）について、管理者との兼務が可能であること。【通知改正】
イ オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、夜間・早朝（18時～8時）において、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。【通知改正】

基準

※追加する基準は下線部

(アについて)

- 管理者は常勤専従で配置。ただし、管理業務に支障がない限り、下記の他の職務と兼務できる。

<現行>

<改定後>

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、
随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等

オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、
随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者

【夜間対応型訪問介護】

オペレーションセンター従業者、訪問介護員等

オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等

(イについて) 【※上記2サービス共通】

- 午後6時から午前8時までの時間帯は、下記の場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

<現行>

[オペレーター]
なし

<改定後>

ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者的心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに同時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合

[随時サービスを行う
訪問介護員] なし

➡

利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合

123

4.(2)⑧ オペレーターの配置基準等の緩和

概要	【夜間対応型訪問介護】
○	夜間対応型訪問介護について、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とする。【省令改正】 R3.1.13 諮問・答申済
ア オペレーターについて、	i 併設施設等（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。 ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。
イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。	
ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。	

基準	※追加する基準は下線部
サービス内容	・夜間ににおける身体介護
サービス提供時間	・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない
人員基準	オペレーター ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、認知症グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要 面接相談員 ・1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 ・必要な数以上 ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能 オペレーションセンター ・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可） ※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、オペレーションセンターサービスを「集約化」可能 計画の作成 ・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成 事業の委託 ・他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能

124

4.(2)⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

概要	【認知症対応型共同生活介護★】
○	1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持（3ユニットであれば3人夜勤）した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、 ・3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。【省令改正】 ・併せて、3ユニット2人夜勤の配置にする場合の報酬を設定する。【告示改正】 一部R3.1.13 諮問・答申済
基準	【基準省令第90条第1項】

<現行>

1ユニットごとに1人	→	<改定後>
・1ユニット : 1人夜勤		1ユニットごとに1人
・2ユニット : 2人夜勤		・1ユニット : 1人夜勤
・3ユニット : 3人夜勤		・2ユニット : 2人夜勤
		・3ユニット : 3人夜勤

ただし、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

※ 施行後の状況を把握・検証し、R6報酬改定において、介護給付費分科会で必要な対応を検討していく。

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり。今回改定後の単位数
【1ユニット】	【2ユニット以上】
要支援2 760単位 要介護1 764単位 要介護2 800単位 要介護3 823単位 要介護4 840単位 要介護5 858単位	要支援2 748単位 要介護1 752単位 要介護2 787単位 要介護3 811単位 要介護4 827単位 要介護5 844単位

↑ -50単位

ただし、算定できる単位数減

【3ユニット、かつ、夜勤職員を2人（以上3人未満）に緩和する場合】

要介護度に関わらず左記の【2ユニット以上】の単位数から-50単位

※ 短期利用の場合も同じ

(新設)

125

4. (2)⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置

概要	【認知症対応型通所介護★、認知症対応型共同生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 認知症グループホーム等の管理者の要件とされている認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修の修了について、研修の実施時期が自治体によって他律的に決定されるものであることを踏まえ、計画作成担当者に係る措置と同様に、管理者が交代する場合において、新たな管理者が、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、研修を修了していなくてもよい取扱いとする。なお、事業者の新規指定時には、管理者は原則どおり研修を修了していることを必要とする。 【通知改正】	

基準	代表者	管理者	計画作成担当者
交代時の研修の取扱い	半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい	なし ↓ 市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい	市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者等が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい
根拠	解釈通知	なし ↓ 解釈通知	Q & A
取扱開始時期	H30年度～	なし ↓ R3年度～	H18年度～
(参考) 各サービスにおいて必要な研修			
認知症対応型通所介護	－	認知症介護実践者研修	－
認知症グループホーム	認知症対応型サービス 事業開設者研修	認知症介護実践者研修 + 認知症対応型サービス 事業管理者研修	認知症介護実践者研修
小規模多機能型居宅介護			認知症介護実践者研修 + 小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修
看護小規模多機能型居宅介護			126

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】						
○ 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。 【省令改正】 R3.1.13 諒問・答申済							
<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <td><現行></td> <td><改定後></td> </tr> <tr> <td></td> <td>従来型とユニット型を併設する場合において、 介護・看護職員の兼務は認められない。</td> <td>⇒ 従来型とユニット型を併設する場合において、 入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を認める。</td> </tr> </table>		基準	<現行>	<改定後>		従来型とユニット型を併設する場合において、 介護・看護職員の兼務は認められない。	⇒ 従来型とユニット型を併設する場合において、 入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を認める。
基準	<現行>	<改定後>					
	従来型とユニット型を併設する場合において、 介護・看護職員の兼務は認められない。	⇒ 従来型とユニット型を併設する場合において、 入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を認める。					

(※) 入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

<特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否>

	従来型	ユニット型
従来型	○	✗ ⇒ ○
ユニット型	✗ ⇒ ○	○

* ○は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13 訒問・答申済

基準

<現行>

広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可

<改定後>

⇒ 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に、管理者は管理上支障がない場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		



小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

【基準省令第63条第6項より】
小規模多機能型居宅介護、併設事業所・施設のそれぞれで人員基準を満たしているときに小規模多機能型居宅介護の介護職員は併設事業所・施設の職務に従事可能。

128

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し③

概要

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、置かないと可能とする。【省令改正】 R3.1.13 訒問・答申済

基準

【基準省令第131条第8項より】

<現行>

サテライト型居住施設の生活相談員について、
本体施設が特別養護老人ホーム又は地域密着型
特別養護老人ホームである場合、
置かなければならぬ。

<改定後>

⇒ サテライト型居住施設の生活相談員について、
本体施設の特別養護老人ホーム又は地域密着型特別
養護老人ホームの生活相談員により当該サテライト型居
住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認めら
れるときは、置かないとができる。

129

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し④

概要	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
○ 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。【省令改正】	R3.1.13 諒問・答申済

基準	【基準省令第131条第1項より】
<現行> 地域密着型特養特別養護老人ホームにおいて、栄養士を置かなければならない。	<改定後> 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

130

4. (2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

概要	【短期入所生活介護★】
○ （介護予防）短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】	一部R3.1.13 諒問・答申済

基準・算定要件等	【基準省令第121条第5項、第6項より】
○ 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るために、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること）を求めることとする。	
○ 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。	

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。）
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

131

4. (2)⑬ 管理者の配置基準の緩和

概要	【認知症対応型通所介護★】
○ 共用型（介護予防）認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、人員配置基準等が本体施設・事業所と一体のものとして定められていること等を踏まえ、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。【省令改正】	R3.1.13 諒問・答申済

基準	現行	改定後
第47条	<p>共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p>

※ 共用型介護予防認知症対応型通所介護についても、同様

132

4. (2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

概要	【認知症対応型共同生活介護★】
○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】	R3.1.13 諒問・答申済

基準	【基準省令第97条第8項】
<p><現行></p> <p>自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p>	<p><改定後></p> <p>自らサービスの質の評価を行うとともに、 次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>i 外部の者による評価 ii 運営推進会議における評価</p>

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
※ 定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護は介 護・医療連携推 進会議	6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	6月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	2月に1回以上 追加開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	2月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	-	-	-	○	-	-	-
	※H27～ 介護・医療連携 推進会議に統合	※H27～ 運営推進会議に 統合	都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、 結果を公表	※H27～ 運営推進会議に 統合			

133

4. (2)⑯ 計画作成担当者の配置基準の緩和

概要		【認知症対応型共同生活介護★】				
基準		【基準省令第90条第5項】 R3.1.13 詐問・答申済				
<現行>		<改定後>				
<p>ユニットごとに専従で配置。 ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p> <p>↑当該ユニットの</p>		<p>事業所ごとに専従で配置。 ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p> <p>↑当該事業所の</p>				
計画作成担当者 (介護支援専門員)	認知症グループホーム	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	ユニットごとに1人以上 ↓ 事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	施設ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	134	
	介護支援専門員かつ認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員かつ認知症介護実践者研修修了者 + 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者	介護支援専門員	介護支援専門員		
その他の要件		2ユニット以上の場合、2人の計画作成担当者が必要となるが、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していれば足りる（2人とも研修修了者であることは必要） ↓ 2人以上の計画作成担当者を配置する場合、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していれば足りる（全員が研修修了者であることは必要）	—	—	—	

4. (3)文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

改定事項

- ① 利用者への説明・同意等に係る見直し
- ② 員数の記載や変更届出の明確化
- ③ 記録の保存等に係る見直し
- ④ 運営規程等の掲示に係る見直し

4. (3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行なう。【省令改正、通知改正】
- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

例：【居宅サービス 基準省令第217条第2項等】

電磁的方法による場合について、基準省令では下記のように規定されています。
「交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。」

136

4. (3)② 員数の記載や変更届出の明確化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

【通知改正】

従前からの取扱いはウェブサイト「従業員の変更に係る届出の特例について」（ページID 1038883）に案内がありますが、今回の改正において変更をする場合は、通知の内容を確認後、見直しを行います。

137

4. (3)③ 記録の保存等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求める上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】 R3.1.13 詮問・答申済
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

例：【居宅サービス 基準省令第217条等】

電磁的方法による場合について、基準省令では下記のように規定されています。

《第1項：作成、保存について》

「作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、图形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。」
※被保険者証の提示による被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間の確認や入居・入所系における被保険者証への入退所日等の記載、第2項に規定されるものはこの対象外です。

《第2項：交付、説明、同意、承諾、締結について》

「交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。」

138

4. (3)④ 運営規程等の掲示に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

R3.1.13 詮問・答申済

139

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

改定事項

- (1) 評価の適正化・重点化
- (2) 報酬体系の簡素化

140

5. (1)評価の適正化・重点化

改定事項

- ① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ② 夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し
- ③ 訪問看護の機能強化
- ④ 長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化
- ⑤ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化
- ⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものとの取扱いの明確化
- ⑦ 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ⑧ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ⑨ 介護医療院の移行定着支援加算の廃止
- ⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止
- ⑪ 生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

141

5. (1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下に対応を行う。

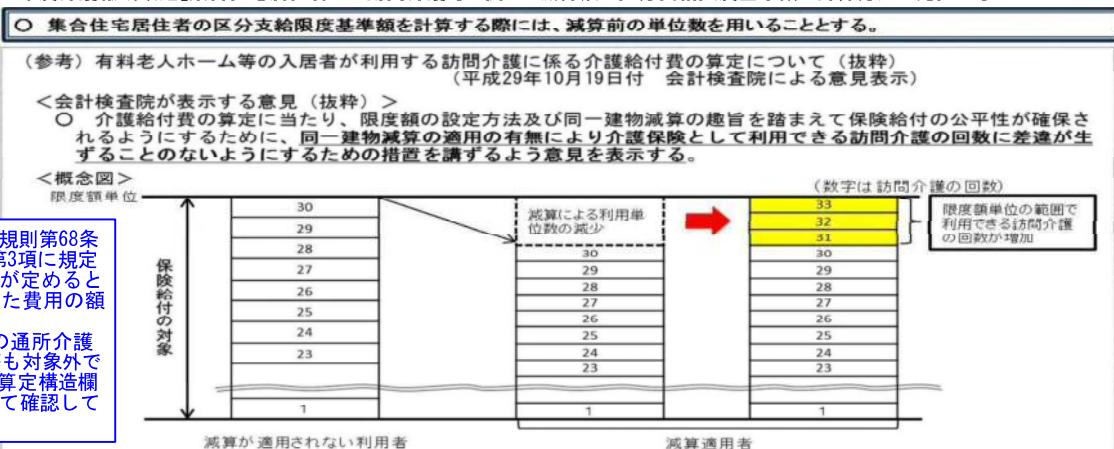
<同一建物減算等>

- ・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】

<規模別の基本報酬>

- ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】

(参考)[平成30年度介護報酬改定]集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等



142

5. (1)② 夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し

概要

【夜間対応型訪問介護】

- 定額のオペレーションサービス部分（基本夜間対応型訪問介護費）と出来高の訪問サービス部分（定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費）で構成される夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの給付実態を踏まえて、定額オペレーションサービス部分の評価の適正化を行う。【告示改正】

単位数

<現行>

- 夜間対応型訪問介護（Ⅰ）【定額】 + 【出来高】

【定額】

基本夜間対応型訪問介護費
(オペレーションサービス部分) 1,013単位／月

見直し

【出来高】

定期巡回サービス費
(訪問サービス部分) 379単位／回

随時訪問サービス費（Ⅰ）
(訪問サービス部分) 578単位／回

随時訪問サービス費（Ⅱ）
(訪問サービス部分) 778単位／回

夜間対応型訪問介護（Ⅱ）【包括報酬】

2,751単位／月

143

5.(1)③ 訪問看護の機能強化

概要

【訪問看護★】

- 訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との役割分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護や介護予防訪問看護について評価や提供回数等の見直しを行う。【告示改正】

単位数

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）

<現行> ⇒ <改定後>
297単位 293単位

(介護予防)
287単位 283単位

- 1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合の評価

<現行> ⇒ <改定後>
1回につき100分の90に相当する単位数を算定 1回につき100分の50に相当する単位数を算定

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する（新設）

算定要件等

- 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
○ 対象者の範囲
理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

144

5.(1)④ 長期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化

概要

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 近年の受給者数や利用期間及び利用者のADL等を踏まえ、適切なサービス提供とする観点から、介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、利用開始から一定期間が経過した後の評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

【介護予防訪問リハビリテーション】

<現行> <改定後>
なし ⇒ 利用開始日の属する月から12月超
5単位／回減算（新設）

【介護予防通所リハビリテーション】

<現行> <改定後>
なし ⇒ 利用開始日の属する月から12月超
要支援1の場合 20単位／月減算（新設）
要支援2の場合 40単位／月減算（新設）

145

5.(1)⑤ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化

概要

【訪問リハビリテーション★】

- 訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から、以下の見直しを行う。【告示、通知改正】
 - ・ 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和3年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。
 - ・ 未実施減算の単位数の見直しを行う。

単位数

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
<現行> <改定後>
20単位／回減算 ⇒ 50単位／回減算

算定要件等

【大臣が定める基準12号の2】

- 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として以下を要件とし、訪問リハビリテーションを提供できることとされているが、要件にある「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を令和6年3月31日まで延長。
 - ・ 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること
 - ・ 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。
 - ・ 当該情報の提供を受けた指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。

146

5.(1)⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものとの取扱いの明確化

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して行うサービスであることを踏まえ、適切なサービスの提供を進める観点から、診療報酬の例を参考に、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、これらの者については算定できないことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 以下を明確化する。
 - ・ 居宅療養管理指導は、定期的に訪問して管理・指導を行った場合の評価であり、継続的な管理・指導の必要な者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならず、例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できないこと。

147

5.(1)⑨ 介護医療院の移行定着支援加算の廃止

概要

【介護医療院】

- 介護医療院の移行定着支援加算について、介護医療院の開設状況を踏まえて、廃止する。

単位数

<現行>
移行定着支援加算 93単位／日
(※1年間に限り算定)

<改定後>
廃止

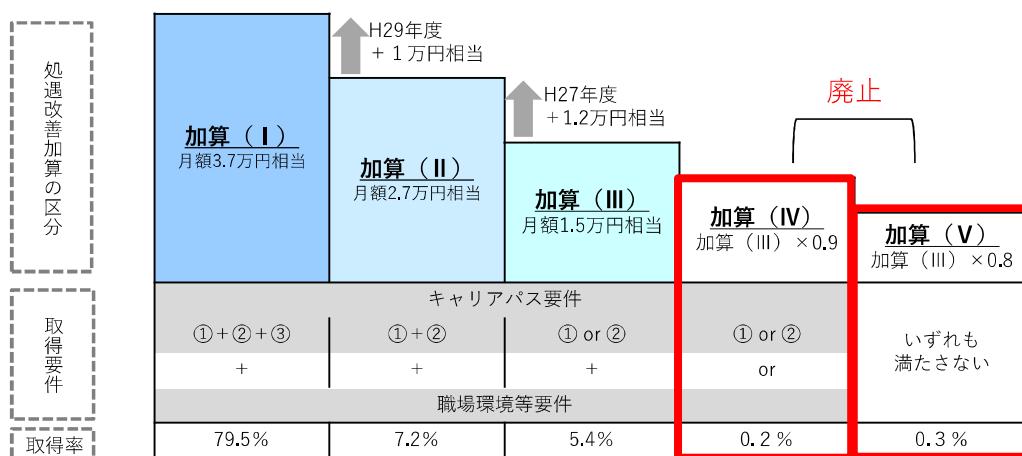
150

5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】



<キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

151

5.(1)⑪ 生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証

概要

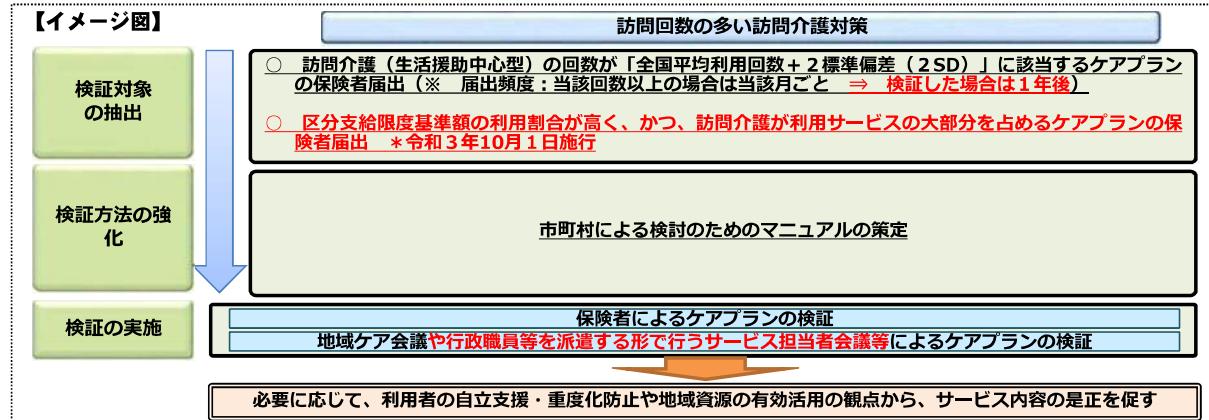
【居宅介護支援】 【基準省令第13条 18号の3】

- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】
・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

R3.1.13 諮問・答申済

※赤字部分：令和3年度見直し分

【イメージ図】



152

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13 諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

（居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護について、「除く」とされているのは、従前から基準省令第34条第5項により同内容が規定されているためです。両サービスが適用対象外との意味ではありませんので注意してください。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、「除く」とされているのは、従前から基準省令第3条の37第4項により「正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない」とされているためです。適用対象外との意味ではありませんので注意してください。

153

5. (2)報酬体系の簡素化

改定事項

- ① 療養通所介護の報酬体系の見直し
- ② 居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

154

5. (2)① 療養通所介護の報酬体系の見直し

概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護について、医療と介護の両方のニーズを持つ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位の報酬体系から、月単位の包括報酬とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

(基本報酬)

- (1) 3 時間以上 6 時間未満/回
1,012 単位

<改定後>

⇒ 12,691 単位/月

※入浴介助を行わない場合は、所定単位数の95/100、
※サービス提供量が過少（月4回以下）である場合は、
所定単位数の70/100

- (2) 6 時間以上 8 時間未満/回
1,519 単位

(加算)

個別送迎体制加算 210単位/日 ⇒ 廃止
入浴介助体制強化加算 60単位/日

155

5. (2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

概要

【居宅介護支援★】

- (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

単位数

<現行>

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月

<改定後>

⇒ 廃止

156

6. その他

改定事項

- ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ② 高齢者虐待防止の推進
- ③ 基準費用額の見直し
- ④ 地域区分

157

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】 **一部R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加
- <現行>
- イ 事故発生防止のための指針の整備
ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- <改定後>
- ⇒ イ～ハ 変更なし
- ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）
- ※経過措置期間中は設置するよう努めることが必要

単位数

<現行>	<改定後>
なし	⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 (新設) ※ <u>6ヶ月の経過措置期間を設ける</u>
なし	⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） (新設)

算定要件等

- <安全管理体制未実施減算> **一【大臣が定める基準86号の2等】**
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
- <安全対策体制加算> **一【大臣が定める施設基準54号の3等】** 下記の他、規定の基準に適合している必要あり
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。**※【費用の額の算定に関する基準より】入所初日に限られる。**
- ※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。 **158**

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
- ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならぬ事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (※3年の経過措置期間を設ける。)

※経過措置期間中は実施するよう努めることが必要

※地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所については從前から実地指導の際に高齢者虐待防止の研修の実施や高齢者虐待防止に関するマニュアルの整備を呼び掛けています。それぞれの事業者講習会資料にも「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について」を設けていますので、改正後の省令及びその解釈通知の内容と併せて、基本的な取り組みの参考としてください。

159

6. ③ 基準費用額の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。
【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）

<現行> <改定後>※令和3年8月施行

1,392円／日 ⇒ 1,445円／日 (+53円)

《参考:現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

基準費用額 負担限度額 (利用者負担)	補足給付	基準費用額 負担軽減の対象となる者	利用者負担段階	主な対象者	
				第1段階	第2段階
			第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
			第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
			第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
			第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

基準額
⇒食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考:現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

160

6. ④ 地域区分

概要

【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

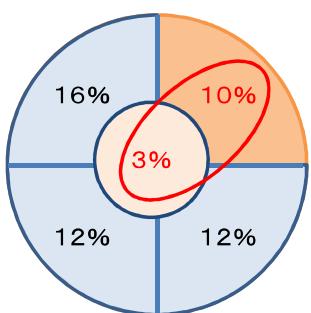
② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

[※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断]

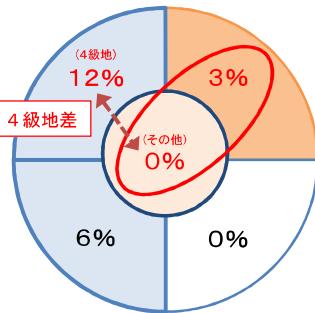
※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

【①に該当する事例】



- 特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



- 特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 3%を選択可

161

目次:各サービスの基本報酬

訪問介護	165
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	166
夜間対応型訪問介護	167
訪問入浴介護	168
訪問看護	169
訪問リハビリテーション	170
居宅療養管理指導	171
通所介護・地域密着型通所介護	172
療養通所介護	173
認知症対応型通所介護	174
通所リハビリテーション	175
短期入所生活介護	176
短期入所療養介護	177
小規模多機能型居宅介護	179
看護小規模多機能型居宅介護	180
居宅介護支援・介護予防支援	181
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	182
認知症対応型共同生活介護	183
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	184
介護老人保健施設	185
介護療養型医療施設	186
介護医療院	187
新型コロナウィルス感染症に対応するための特例的な評価	188

目次のページ番号は各スライド右下の番号です。↑
令和3年度介護報酬改定関係資料作成において一部並べ替えを行っています。

164

訪問介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		
	<現行>	<改定後>	
身体介護中心型	20分未満	166単位	167単位
	20分以上30分未満	249単位	250単位
	30分以上1時間未満	395単位	396単位
	1時間以上1時間30分未満	577単位	579単位
	以降30分を増すごとに算定	83単位	84単位
	生活援助加算※	66単位	67単位
生活援助中心型	20分以上45分未満	182単位	183単位
	45分以上	224単位	225単位
通院等乗降介助	98単位	99単位	

※ 引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

165

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1月あたり	
	<現行>	<改定後>
一体型事業所（訪問看護なし）		
要介護1	5,680単位	5,697単位
要介護2	10,138単位	10,168単位
要介護3	16,833単位	16,883単位
要介護4	21,293単位	21,357単位
要介護5	25,752単位	25,829単位
一体型事業所（訪問看護あり）		
要介護1	8,287単位	8,312単位
要介護2	12,946単位	12,985単位
要介護3	19,762単位	19,821単位
要介護4	24,361単位	24,434単位
要介護5	29,512単位	29,601単位
連携型事業所（訪問看護なし）		
要介護1	5,680単位	5,697単位
要介護2	10,138単位	10,168単位
要介護3	16,833単位	16,883単位
要介護4	21,293単位	21,357単位
要介護5	25,752単位	25,829単位

166

夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）【定額】+【出来高】		
【定額】		
基本夜間対応型訪問介護費 （オペレーションサービス部分）	1,013単位／月	1,025単位／月
【出来高】		
定期巡回サービス費 （訪問サービス部分）	379単位／回	386単位／回
随时訪問サービス費（Ⅰ） （訪問サービス部分）	578単位／回	588単位／回
随时訪問サービス費（Ⅱ） （訪問サービス部分）	778単位／回	792単位／回
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）【包括報酬】	2,751単位／月	2,800単位／回

167

訪問入浴介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり	
	<現行>	<改定後>
介護予防訪問入浴介護	849単位	852単位
訪問入浴介護	1,256単位	1,260単位

168

訪問看護 基本報酬

単位数	訪問看護		介護予防訪問看護	
○指定訪問看護ステーションの場合	<現行>	312単位	<改定後>	313単位
・20分未満	469単位	470単位	449単位	450単位
・30分未満	819単位	821単位	790単位	792単位
・30分以上1時間未満	1,122単位	1,125単位	1,084単位	1,087単位
・1時間以上1時間30分未満	297単位	293単位	287単位	283単位
・理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合	※1日3回以上の場合は90/100		※1日3回以上の場合は50/100	
○病院又は診療所の場合	<現行>	264単位	<改定後>	265単位
・20分未満	397単位	398単位	380単位	381単位
・30分未満	571単位	573単位	550単位	552単位
・30分以上1時間未満	839単位	842単位	810単位	812単位
○定期巡回・随時対応訪問 介護看護事業所と連携する場合 (1月につき)	<現行>	2,945単位	<改定後>	2,954単位

169

訪問リハビリテーション 基本報酬

単位数
○訪問リハビリテーション <現行> 基本報酬 292単位／回
<改定後> 基本報酬 307単位／回
○介護予防訪問リハビリテーション <現行> 基本報酬 292単位／回
<改定後> 基本報酬 307単位／回

170

居宅療養管理指導 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり			※介護予防も同じ
○医師が行う場合	<現行>		<改定後>	
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人 509単位 单一建物居住者が2～9人 485単位 单一建物居住者が10人以上 444単位		单一建物居住者が1人 514卖位 单一建物居住者が2～9人 486卖位 单一建物居住者が10人以上 445卖位	
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)	单一建物居住者が1人 295卖位 单一建物居住者が2～9人 285卖位 单一建物居住者が10人以上 261卖位		单一建物居住者が1人 298卖位 单一建物居住者が2～9人 286卖位 单一建物居住者が10人以上 259卖位	
○歯科医師が行う場合	<現行>		<改定後>	
	单一建物居住者が1人 509卖位 单一建物居住者が2～9人 485卖位 单一建物居住者が10人以上 444卖位		单一建物居住者が1人 516卖位 单一建物居住者が2～9人 486卖位 单一建物居住者が10人以上 440卖位	
○薬剤師が行う場合	<現行>		<改定後>	
(1)病院又は診療所の薬剤師	单一建物居住者が1人 560卖位 单一建物居住者が2～9人 415卖位 单一建物居住者が10人以上 379卖位		单一建物居住者が1人 565卖位 单一建物居住者が2～9人 416卖位 单一建物居住者が10人以上 379卖位	
(2)薬局の薬剤師	单一建物居住者が1人 509卖位 单一建物居住者が2～9人 377卖位 单一建物居住者が10人以上 345卖位		单一建物居住者が1人 517卖位 单一建物居住者が2～9人 378卖位 单一建物居住者が10人以上 341卖位	
○管理栄養士が行う場合	<現行>		<改定後>	
(1)当該事業所の管理栄養士	单一建物居住者が1人 539卖位 单一建物居住者が2～9人 485卖位 单一建物居住者が10人以上 444卖位		单一建物居住者が1人 544卖位 单一建物居住者が2～9人 486卖位 单一建物居住者が10人以上 443卖位	
(2)当該事業所以外の管理栄養士	(新設)		单一建物居住者が1人 524卖位 单一建物居住者が2～9人 466卖位 单一建物居住者が10人以上 423卖位	
○歯科衛生士が行う場合	<現行>		<改定後>	
	单一建物居住者が1人 356卖位 单一建物居住者が2～9人 324卖位 单一建物居住者が10人以上 296卖位		单一建物居住者が1人 361卖位 单一建物居住者が2～9人 325卖位 单一建物居住者が10人以上 294卖位	

171

通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬

単位数

※ いずれも 7 時間以上 8 時間未満の場合

通常規模型型	現行	改定後	大規模型II	現行	改定後
要介護 1	648単位	655単位	要介護 1	598単位	604単位
要介護 2	765単位	773単位	要介護 2	706単位	713単位
要介護 3	887単位	896単位	要介護 3	818単位	826単位
要介護 4	1,008単位	1,018単位	要介護 4	931単位	941単位
要介護 5	1,130単位	1,142単位	要介護 5	1,043単位	1,054単位

大規模型 I	現行	改定後	地域密着型	現行	改定後
要介護 1	620単位	626単位	要介護 1	739単位	750単位
要介護 2	733単位	740単位	要介護 2	873単位	887単位
要介護 3	848単位	857単位	要介護 3	1,012単位	1,028単位
要介護 4	965単位	975単位	要介護 4	1,150単位	1,168単位
要介護 5	1,081単位	1,092単位	要介護 5	1,288単位	1,308単位

172

療養通所介護 基本報酬

単位数	<現行> (1 日につき)		<改定後> (1 月につき)	
○療養通所介護費	3 時間以上 6 時間未満	1,012単位	12,691単位	
	6 時間以上 8 時間未満	1,519単位		

173

認知症対応型通所介護 基本報酬

単位数

※ いずれも 7 時間以上 8 時間未満の場合

単独型	現行	改定後	併設型	現行	改定後
要支援 1	856単位	859単位	要支援 1	769単位	771単位
要支援 2	956単位	959単位	要支援 2	859単位	862単位
要介護 1	989単位	992単位	要介護 1	889単位	892単位
要介護 2	1,097単位	1,100単位	要介護 2	984単位	987単位
要介護 3	1,204単位	1,208単位	要介護 3	1,081単位	1,084単位
要介護 4	1,312単位	1,316単位	要介護 4	1,177単位	1,181単位
要介護 5	1,420単位	1,424単位	要介護 5	1,272単位	1,276単位
共用型	現行	改定後			
要支援 1	482単位	483単位			
要支援 2	510単位	512単位			
要介護 1	520単位	522単位			
要介護 2	539単位	541単位			
要介護 3	557単位	559単位			
要介護 4	575単位	577単位			
要介護 5	595単位	597単位			

174

通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション

【例】要介護 3、通常規模型の場合

<現行>

1 時間以上 2 時間未満	390単位／回
2 時間以上 3 時間未満	457単位／回
3 時間以上 4 時間未満	599単位／回
4 時間以上 5 時間未満	684単位／回
5 時間以上 6 時間未満	803単位／回
6 時間以上 7 時間未満	929単位／回
7 時間以上 8 時間未満	993単位／回

<改定後>

1 時間以上 2 時間未満	426単位／回
2 時間以上 3 時間未満	494単位／回
3 時間以上 4 時間未満	638単位／回
4 時間以上 5 時間未満	725単位／回
5 時間以上 6 時間未満	846単位／回
6 時間以上 7 時間未満	974単位／回
7 時間以上 8 時間未満	1,039単位／回

【例】要介護 3、大規模の事業所（Ⅱ）の場合

<現行>

1 時間以上 2 時間未満	375単位／回
2 時間以上 3 時間未満	439単位／回
3 時間以上 4 時間未満	576単位／回
4 時間以上 5 時間未満	648単位／回
5 時間以上 6 時間未満	750単位／回
6 時間以上 7 時間未満	874単位／回
7 時間以上 8 時間未満	927単位／回

<改定後>

1 時間以上 2 時間未満	411単位／回
2 時間以上 3 時間未満	477単位／回
3 時間以上 4 時間未満	616単位／回
4 時間以上 5 時間未満	689単位／回
5 時間以上 6 時間未満	793単位／回
6 時間以上 7 時間未満	919単位／回
7 時間以上 8 時間未満	973単位／回

○介護予防通所リハビリテーション

<現行>

要支援 1	1,721単位／月
要支援 2	3,634単位／月

<改定後>

要支援 1	2,053単位／月
要支援 2	3,999単位／月

175

短期入所生活介護 基本報酬

単位数

※単位数はすべて1日あたり

単独型	現行	改定後	併設型	現行	改定後
要支援1	466単位	474単位	要支援1	438単位	446単位
要支援2	579単位	589単位	要支援2	545単位	555単位
要介護1	627単位	638単位	要介護1	586単位	596単位
要介護2	695単位	707単位	要介護2	654単位	665単位
要介護3	765単位	778単位	要介護3	724単位	737単位
要介護4	833単位	847単位	要介護4	792単位	806単位
要介護5	900単位	916単位	要介護5	859単位	874単位
<hr/>					
単独型・ユニット型	現行	改定後	併設型・ユニット型	現行	改定後
要支援1	545単位	555単位	要支援1	514単位	523単位
要支援2	662単位	674単位	要支援2	638単位	649単位
要介護1	725単位	738単位	要介護1	684単位	696単位
要介護2	792単位	806単位	要介護2	751単位	764単位
要介護3	866単位	881単位	要介護3	824単位	838単位
要介護4	933単位	949単位	要介護4	892単位	908単位
要介護5	1,000単位	1,017単位	要介護5	959単位	976単位

176

短期入所療養介護(老健) 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(I)(iii)(多床室)(基本型)

	<現行>	<改定後>
要支援1	613単位	610単位
要支援2	768単位	768単位
要介護1	829単位	827単位
要介護2	877単位	876単位
要介護3	938単位	939単位
要介護4	989単位	991単位
要介護5	1,042単位	1,045単位

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(I)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	<現行>	<改定後>
要支援1	660単位	658単位
要支援2	816単位	817単位
要介護1	876単位	875単位
要介護2	950単位	951単位
要介護3	1,012単位	1,014単位
要介護4	1,068単位	1,071単位
要介護5	1,124単位	1,129単位

177

短期入所療養介護(病院) 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり	
○病院療養病床（介護予防） 短期入所療養介護(Ⅰ)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6：1、介護4：1)		
	<現行>	<改定後>
要支援1	614単位	626単位
要支援2	769単位	784単位
要介護1	831単位	849単位
要介護2	939単位	960単位
要介護3	1,173単位	1,199単位
要介護4	1,272単位	1,300単位
要介護5	1,361単位	1,391単位
○病院療養病床（介護予防） 短期入所療養介護(Ⅰ)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6：1、介護4：1)		
	<現行>	<改定後>
要支援1	602単位	614単位
要支援2	757単位	772単位
要介護1	819単位	837単位
要介護2	926単位	946単位
要介護3	1,156単位	1,181単位
要介護4	1,253単位	1,280単位
要介護5	1,341単位	1,370単位

178

小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1月あたり)		
要支援1	3,418単位	3,438単位
要支援2	6,908単位	6,948単位
要介護1	10,364単位	10,423単位
要介護2	15,232単位	15,318単位
要介護3	22,157単位	22,283単位
要介護4	24,454単位	24,593単位
要介護5	26,964単位	27,117単位
同一建物に居住する者に対して行う場合 (1月あたり)		
要支援1	3,080単位	3,098単位
要支援2	6,224単位	6,260単位
要介護1	9,338単位	9,391単位
要介護2	13,724単位	13,802単位
要介護3	19,963単位	20,076単位
要介護4	22,033単位	22,158単位
要介護5	24,295単位	24,433単位
短期利用の場合 (1日あたり)		
要支援1	421単位	423単位
要支援2	526単位	529単位
要介護1	567単位	570単位
要介護2	634単位	638単位
要介護3	703単位	707単位
要介護4	770単位	774単位
要介護5	835単位	840単位

179

看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
○看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）		
（1）同一建物に居住する者に対する場合		
要介護 1	12,401単位	12,438単位
要介護 2	17,352単位	17,403単位
要介護 3	24,392単位	24,464単位
要介護 4	27,665単位	27,747単位
要介護 5	31,293単位	31,386単位
（2）同一建物に居住する者に対する場合		
要介護 1	11,173単位	11,206単位
要介護 2	15,634単位	15,680単位
要介護 3	21,977単位	22,042単位
要介護 4	24,926単位	25,000単位
要介護 5	28,195単位	28,278単位
○短期利用居宅介護費（1日につき）		
要介護 1	568単位	570単位
要介護 2	635単位	637単位
要介護 3	703単位	705単位
要介護 4	770単位	772単位
要介護 5	836単位	838単位

180

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数	<現行>		<改定後>	
居宅介護支援費（Ⅰ）				
・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所				
○居宅介護支援（ⅰ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分				
(一)要介護 1 又 2	1,057単位／月	→	1,076単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5	1,373単位／月	→	1,398単位／月	
○居宅介護支援（ⅱ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分				
(一)要介護 1 又は 2	529単位／月	→	539単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5	686単位／月	→	698単位／月	
○居宅介護支援（ⅲ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分				
(一)要介護 1 又は 2	317単位／月	→	323単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5	411単位／月	→	418単位／月	
○居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】				
・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したもの）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所				
○居宅介護支援（ⅰ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分				
(一)要介護 1 又 2 新規	1,076単位／月	→	1,076単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5 新規	1,398単位／月	→	1,398単位／月	
○居宅介護支援（ⅱ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分				
(一)要介護 1 又 2 新規	522単位／月	→	522単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5 新規	677単位／月	→	677単位／月	
○居宅介護支援（ⅲ）				
・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分				
(一)要介護 1 又 2 新規	313単位／月	→	313単位／月	
(二)要介護 3、4 又は 5 新規	406単位／月	→	406単位／月	
介護予防支援費	<現行>	→	<改定後>	
	431単位／月	→	438単位／月	

181

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 附則第12条】
各サービスの算定構造欄外の記載も併せて確認してください。

【参考】214ページに給付費明細書を用いた計算例あり。